

# 世界のIR運営事例と IRの社会的影響対策などについて

北海道型IR検討調査事業受託コンソーシアム  
国際カジノ研究所  
所長 木曾 崇

# 統合型リゾート(IR)とは

統合型リゾート(IR: Integrated Resort)とは、地域における様々な観光資源とカジノを複合開発し、機能補完させることで成立するリゾート施設。



マリンリゾート



MICE施設



ゴルフ場



温泉(SPA)

+

## 機能補完のあり方1

収益性の低い観光資源を収益性の高いカジノ施設で補完する。

### 【前提1】

カジノは数ある観光資源の中で、最も収益性の高い観光資源である。



カジノ

||

## 機能補完のあり方2

季節、時間によって激しく需要変動する観光資源を、カジノ施設需要で補完する。

### 【前提2】

カジノは数ある観光資源の中で、数少ない日没後をピークタイムとする観光資源であり、同時に季節性に左右されない観光資源である。

統合型リゾート(IR: Integrated Resort)

# 世界のIR

- IRは多くの観光資源との複合開発が可能。



Atlantis Bahamas  
(マリンリゾート+カジノ)



Marina Bay Sands  
(MICE施設+カジノ)



Resorts World Sentosa  
(テーマパーク+カジノ)



Kangwon Land  
(スキーリゾート+カジノ)



Casino Baden-Baden  
(SPAリゾート+カジノ)



Lake Las Vegas  
(ゴルフ場&避暑地+カジノ)

# 日本のIR想定

## ●目的

- 観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する

## ●開発形態

- 「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置および運営をする

## ●開発エリアの指定

- 大都市のみならず地方への設置も検討することが望ましい
- 最初の認定区域は2,3か所程度で限定的に施行

## ●納付金の配分

- 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営者から納付金を徴取することができる

# 予想される各種影響

## 期待される経済効果

### ●開業前

- 観光投資の誘因
- 関連産業に対する経済波及効果  
土木／建設／造園／資材／運輸  
／内装／備品
- 各業界における雇用創出

### ●開業後

- 観光消費の誘因  
宿泊／料飲／ショッピング／交通  
／娯楽 等
- 新産業創出  
ゲーミング／人材派遣／機器メンテ  
ナンス 等
- 関連産業に対する経済波及効果
- 各業界における雇用創出
- 新たな税財源創出

## 予想される社会的影響

### ●治安関連

- 地域治安の悪化
- 反社会的組織の業界関与
- マネーロンダリング
- 組織犯罪者の施設利用

### ●依存症関連

- ギャンブル依存症の発生

### ●青少年関連

- 青少年賭博
- 青少年教育

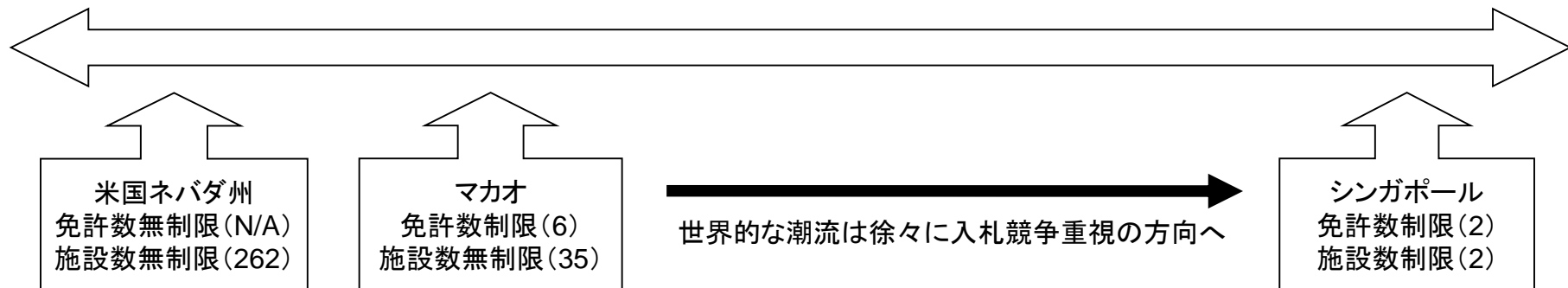
### ●その他

- 環境問題
- 交通渋滞問題 など

# IRの運営イメージ

市場競争を重視

入札競争を重視



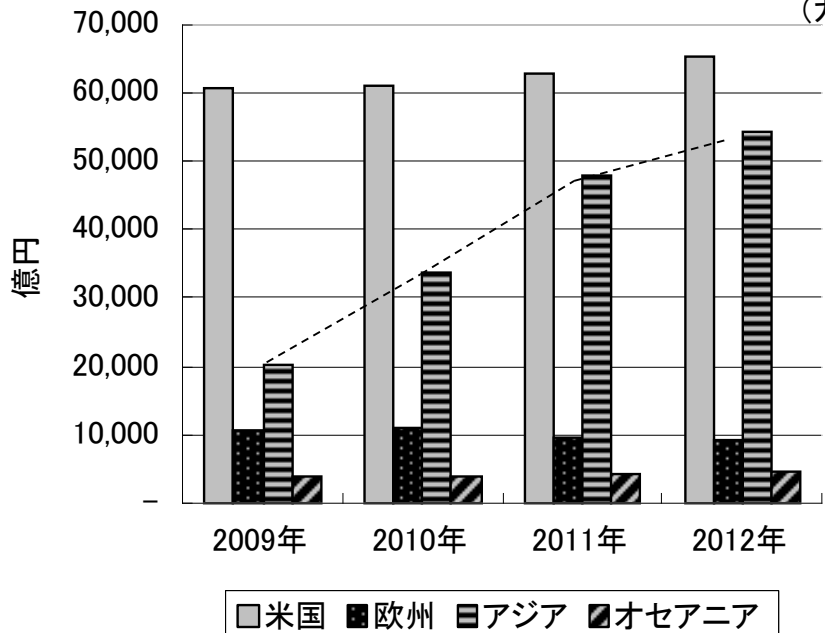
	利点	欠点
市場競争モデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場原理による民間同士の結果、技術的發展やサービス向上が促進される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の統制が相対的に弱い。</li> <li>競争の結果、事業者に勝ち組、負け組が出るため、営業が不安定。</li> </ul>
入札競争モデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の統制力が強い。</li> <li>入札要件を設けることで公が民の投資をコントロールできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「相応しい開発」の選定には、公に高度な企画力や判断力が必要。</li> <li>施設開業後の市場競争が少なく民間同士の切磋琢磨が行われにくい。</li> </ul>

- 現在、日本で想定される導入の形
  - 国が立地自治体を選び、選定された自治体が事業者を選ぶ入札方式。
  - 合法化当初、2~3箇所程度で限定的に試行、その後、評価・検証をしながら段階的に試行数を増やす。
  - どちらかという、入札競争を重視するモデル。



# 世界の主要なカジノ市場

(カジノ売上)



各地域の主要市場

		売上高	施設数
米国	ネバダ州	1兆2,860億円	263
	ペンシルバニア州	3750億円	11
	ニュージャージー州	3610億円	12
欧州	フランス	3,151億円	195
	イギリス	1,417億円	146
	ドイツ	856億円	73
オセアニア	ビクトリア州	1,480億円	1
	ニューサウスウェールズ州	1,020億円	1
	西オーストラリア州	577億円	1
アジア	マカオ	5兆5,100億円	35
	シンガポール	4,870億円	2
	韓国	2,647億円	17

(出所: 各国統計を元に独自編集)

米国	連邦国家である米国は、州ごとにカジノ合法化の決定権がある。現在、米国でカジノ合法化をしているのは17州。これ以外に、全米に点在するアメリカ原住民族自治区においてカジノの運営が認められる。第一次ブーム(80末~90年代)、第二次ブーム(2000年から現在)とカジノ合法化が広がっており、市場も拡大傾向だが、一方で各州間の競争が激化しつつある。
欧州	通説ではカジノは16世紀に欧州で生まれた施設とされ、世界で最も古くからカジノ施設が存在する地域。一方、伝統文化や社交文化としての側面が強く、産業としての芽生えは非常に遅い。現在、各国がIR型のカジノ導入を目論むが未だ実現できず。結果として、中小多数の施設が分散して存在する様式が続く。最大市場はフランス。
アジア	主要市場の中では最も新興の市場。欧米各国の植民地時代からカジノ文化自体はあったが、市場としての拡大は2002年マカオの市場自由化から。その後、2005年シンガポール合法化(2010年開業)、2008年フィリピン市場自由化を経て現在に至る。
オセアニア	連邦国家であるオーストラリアは州ごと、一方で中央集権国家であるニュージーランドは国が産業を規制。1973年タスマニア州(豪州)の合法化がさきがけであり、その後、1990年代までに豪州すべての州およびニュージーランドが合法化した。設置マシンゲーム数に上限を定めるキャップ制を採用し、これ以上の市場拡大は見込めないとされてきたが、現在、ニューサウスウェールズ州がテーブルゲームのみの施設新設を検討中。

# 公民間の協調・協力事例①

- 入札競争を重視する導入モデルでは、入札要件として施設開発仕様を付すことによって、民間の投資開発の様式を一定程度でコントロールすることが可能。また、その中には公共的施設の設置義務が置かれることもある。

2005年、シンガポール政府によって実施されたIR開発権の取得入札で付された要件：

対策項目	マリーナベイ	セントーサ島
導入目的	シンガポールの中心的観光資源であった、アーバンツーリズムの再生	国際的に未だ定着していないシンガポールの南国ファミリーリゾートとしての勃興
開発の基本要件	近代的な様式、ダウンタウンに調和する外観、アジアの中心シンガポールの近代的イメージの表現。都市再開発機構の定めるガイドラインの遵守。	大規模で象徴的な開発、魅力的なアトラクション。世界クラスの家族向けトロピカルリゾートの開発。観光・エンターテインメント選択肢としての役割を担うこと。シンガポールへの更なる投資の触媒となること。
用地	商業中心地区にほど近い埋め立て地： 用地面積20.6ヘクタール、最大総床面積57万平米、最小総床面積27万平米。土地保有権は60年。	国内最大のリゾート島： 用地面積49ヘクタール、最大総床面積34.3万平米。土地保有権は60年。海岸沿いの低層構造、島内の環境と他施設との調和。
公共的施設の設置義務	ベイフロントにランドマーク的公共アトラクションの提供（例：文化センター、博物館、アートギャラリー、近代美術館、パフォーマンスシアター、アリーナ、科学センター、海洋博物館、プラネタリウム、水族館）開発事業の一部としての公共施設の提供（例：ウォーターフロント遊歩道、展望デッキ）	観光センター、海岸沿いの公共プロムナードの建設。公共アトラクションの提供（例：世界的にアピール出来るシアターショー、教育エンターテインメント施設とプログラム）熱帯気候を考慮した、6万平米の待機シェルター（商業行為禁止）の建設。公共交通手段を整備。
その他開発要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲーミングエリア最大面積1.5万平米。マシンゲーム設置最大数は2,500台。</li> <li>社会的セーフガードとして21歳未満のカジノ立ち入り禁止。</li> <li>シンガポール住民からカジノ入場税の徴収（1日あたり100ドル（約7,500円）、年間では2,000ドル（約15万円））。</li> <li>自己/第三者排除のための仕組みの提供。依存症対策、救済援助、ゲームルール、オッズの掲示。カジノおよびゲームの広告宣伝の制限。</li> <li>シンガポール住民への金銭貸与の禁止（除くプレミアムプレイヤー）。カジノ内ATM設置の禁止。</li> <li>カジノ税は一般顧客売上の15%、VIP顧客売上は5%。</li> <li>カジノ税率は15年間据え置き。物品・サービス税は総ゲーミング収益に適用。</li> </ul>	



# 公民間の協調・協力事例②

## 米国ニューヨーク州

- 州内で3区域を指定し、合計4件の新設開発ライセンスの付与。2014年5月から公募が始まり16の事業者による応募、2014年12月に3件のライセンス付与事業者を選出した。現在、残りの1件の入札プロセス中。
- 事業者は指定された区域内であれば、自由に開発立地を選択できるという入札方式。シンガポールが開発に求める公的機能の設置義務を入札要件として定めたのに対し、ニューヨーク州は企画評価項目の中に「地域住民による同意」という項目を定めた。結果、事業者はその開発企画内で周辺地域住民の持つ各種社会課題に対する対処策を、その開発企画内で争う形となった。

項目	説明
導入目的	NY州内の経済劣後地域(マンハッタン外)における観光振興および雇用創出 州外へのカジノ需要流出の抑制
用地	指定された区域の中から事業者が独自選定 (ただし申請にあたっては立地自治体の同意必須)
審査項目	経済活動およびビジネス開発 ・財務状況と資本構成 ・経済効果 ・土木建設と施設デザイン ・内部監査および保安体制
	地域影響と立地要件 ・地域住民による同意および社会的影響の低減施策 ・周辺地域への顧客誘引と観光振興
	雇用創出等 ・ギャンブル依存症対策 ・雇用創出 ・周辺環境の保全
その他の開発要件	審査料100万USD 背面調査の同時実施

地域	フィンガーレイク	オールバニ	サリバン
開発名	Lago Resort & Casino	River Casino & Resort at Mohawk Harbor	Montreign Resort Casino
事業者	Wilmorite社	Capital Region Gaming社	Empire Resorts社
開発額	約500億円	約390億円	約743億円
公的機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練プログラムの提供</li> <li>・施設内保育施設の設置</li> <li>・地産食材の利用</li> <li>・地元事業者からの優先仕入</li> <li>・地域産品のアンテナショップ設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河岸地域の再開発:遊歩道、サイクリングレーン、および緑地の整備</li> <li>・域内職業訓練施設との提携、およびプログラムの提供</li> <li>・地域短大との提携、観光およびホテル経営コースの提供</li> <li>・地域飲食店や小売店、観光施設等との提携。送客プログラムの提供。</li> <li>・地産食材等の使用</li> <li>・中心市街地へのアクセス整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域事業者との取引優先</li> <li>・新規の小規模ビジネス創出支援</li> <li>・域内の既存観光施設、ベセルウッズセンター(野外公会堂/非営利)の再生支援</li> </ul>

# 納付金等の活用事例

納付方式	説明	財源安定性
ライセンス料	カジノの開発運営権の保持の為に、事業者から公に向かって支払われる納付金。権利期間を区切って定期納付を求めるものと、ライセンス取得時の初回一括納付のものがある。	高
カジノ税	カジノゲームの提要によって事業者が獲得する売上に対して付加される公的納付金。1)一定税率をフラットに課すもの、2)ゲーム種や売上規模により異なる税率を課すもの、3)売上の規模に応じて累進的に税率を課すものなど、大きく3つの徴収形式。	低
外形標準課税	事業所の床面積、従業員数や資本金などの外観から客観的に判断できる基準を課税標準として税額を算定する課税方式、カジノ産業においてはゲームの設置台数に応じた納付金が主流。その他、入場者に対する入場税。	中

	米国ネバダ州	マカオ	シンガポール
ライセンス料	カジノ施設規模に応じた定額制	ライセンス毎の定額制	ライセンス毎の定額制
カジノ税	カジノ売上のうち ・最初の5万ドルに3.5% ・次の8.4万ドルに4.5% ・それ以上に6.75%	カジノ売上のうち ・35%がカジノ税 ・1.6%マカオ基金 ・2.4%が観光振興の特別会計	カジノ売上のうち ・VIP顧客売上に5% ・一般顧客売上に15% (ともに消費税7%を上乗せ)
入場料(税)	なし	なし	1日あたり100SDollarもしくは、年間2,000SDollar

活用方式	説明
社会的影響対策費	依存症対策、治安対策、および教育関連予算など、カジノの導入によって想定され得る様々な社会的影響への対応策に使用する。社会的影響を低減することによって、IR導入によって享受される社会的便益を最大化することが目的。
観光に関する再投資	IR導入によって得られる観光振興効果とその波及効果の最大化を目的とする。上記と合わせて、IR導入によって享受される社会的便益の最大化を目指すもの。地域交通の整備、誘客施策、IR施設整備区域外の観光資源の強化などに利用。
地域課題に対する手当て	上記以外の、地域が持つ特有の課題や市民の関心が高い事項に対する特別予算とする方式。IR導入の恩恵が市民にとって最も明確に認知されやすい納付金の活用方式であり、社会的な合意形成を生みやすい。
一般財源化	特定の利用を定めない一般財源として充当。IR導入によって獲得される納付金が最も広範かつ公平に分配される活用方式。

# 社会的影響対策①犯罪関連

対策項目	説明	具体例
組織犯罪の業界関与の防止	<p>組織犯罪が業界企業に関与することで、その財源とすることを防ぐための措置。業界の健全性の保持を目的とする。ライセンス取得義務の対象は、1)カジノ事業者(法人)、2)株主、3)経営者、4)カジノ運営に直接関与する従業員、などを対象とすることが一般的。同時に多くの国と地域では、カジノ機器の製造販売業者に対しても多くの場合が、上記と同様の要件でライセンスの取得が求められる。</p>	<p>韓国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化体育観光部がライセンスの発行主体</li> <li>・観光振興法第21条にライセンス取得の欠格要件を定める</li> </ul> <p>シンガポール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ統制局がライセンスの発行主体</li> <li>・カジノ管理法第46条に背面調査の実施義務</li> </ul>
マネーロンダリング防止	<p>組織犯罪が、他の犯罪で獲得した収益をカジノ施設内で「洗浄」することを防ぐための措置。OECDを中心に世界の先進諸国で構成する金融タスクフォースFATFを中心に国際的な対策の枠組みが作られており、各国はFATF勧告に基づきほぼ同一の枠組みの中で対策を行っている。</p>	<p>ほぼ各国共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定金額以上の取引顧客のID確認、および記録保持義務</li> <li>・上記顧客の取引情報の記録保持義務</li> <li>・「疑わしき取引行為」の報告義務</li> </ul>
周辺治安維持	<p>IRが導入された周辺地域における治安悪化を抑制するための措置。ただし、過去に米国、豪州、英国などで行われた公的調査に基づけば、「カジノ導入と周辺地域治安の悪化には直接的な因果関係は確認されない」との結論もある。</p>	<p>イギリス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロンドン市警内に組織犯罪に関連する事案を専門に扱う「クラブ &amp; 道徳犯ユニット」を組成。</li> <li>・ただし、左記のような事情によりカジノ導入にあたっての特有な措置が講じられている例は少ない。一方、観光客および周辺定住者の増加を前提とした地域治安対策の策定は必要。</li> </ul>
組織犯罪者の施設利用抑制	<p>組織犯罪関与者が、施設の利用を行うことを防ぐための措置。諸外国の事例では、組織犯罪関与者と商業者(カジノのみならず)の取引行為を禁じたり、その防止措置を求めるような制度はあまり見られない。一方、我が国では暴対法およびその関連条例によって、広く一般的な商業者に防止に対する努力義務が課されている。</p>	<p>本施策はほぼ、日本オリジナルのものとなり、その他業種と同様に暴対法および関連条例に基づく対策が必要となる。</p>

# 社会的影響対策②依存症関連

対策項目	説明	具体例
予防教育の充実	依存症を未然に防ぐための対策。また発症時の支援体制の認知を高めることによって次段階の早期発見、回復につなげる対策。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育機関と共同で「責任あるギャンブル告知週間」の実施（マカオ）</li> <li>・依存症の認知普及CMの作成（シンガポール）</li> <li>・認知普及リーフレットの作成（多くの国々）</li> <li>・カジノ産業からの寄付により、責任あるゲーミング信託の設置（イギリス）</li> </ul>
早期発見、回復	症状が軽微な段階で発見し、また次に続く回復プロセスへと適切な誘導を行うための対策。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプライン設置および認知普及（多くの国々）</li> <li>・高頻度利用者（月15回以上）に対するカウンセリング提供（韓国）</li> <li>・接客担当従業員に対する依存者認知トレーニング義務（多くの国々）</li> <li>・高頻度利用者に対する財務状況の確認、および拒否者に対する入場禁止（スイス）</li> <li>その他考え得る施策</li> <li>・ケースワーカー、産業カウンセラー、スクールカウンセラー、債権整理補助団体等との連携</li> </ul>
回復支援体制の確立	専門回復施設の拡充。依存者やその家族による自助グループに対する支援。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門相談機関の設置（多くの国々）</li> <li>・自助グループに対する支援</li> </ul>
その他	基礎研究補助や専門家の育成など。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間による研究助成事業の設置（イギリス）</li> </ul>

その他、カジノ産業に対する様々な規制：

- ・排除プログラムの設置義務（登録者のカジノ入場を禁ずる制度）
- ・内国人に対するプロモーション制限（国内マス広告の禁止など）
- ・一般的なプレイヤーに対する事業者による資金貸付の禁止
- ・カジノフロアの面積上限規定、ゲーム台数規定
- ・内国人に対する入場料の賦課
- ・開発数や開発地域の法的制限（無秩序な産業拡大の防止）

# 社会的影響対策③教育関連

対策項目	説明	具体例
青少年賭博対策	青少年が賭博施設に入る、もしくはそこで実際に賭博に参加することを防止するための対策。カジノ利用が許される法定年齢は各国によって異なるが、多くの国や地域では18歳以上、もしくは21歳以上である。	<ul style="list-style-type: none"><li>・賭博施設と他施設を分離させる構造要件設定(シンガポール)</li><li>・法によるIDチェック義務、罰則規定(韓国)</li><li>・未成年の入場を幫助した者に対する罰金(豪州クインズランド州)</li><li>・賭博を行った未成年に対する運転免許停止、免許非保持者は一定期間の取得停止(米国ニュージャージー州)</li><li>・未成年賭博の刑事罰化(米国ニュージャージー州)</li></ul>
青少年教育	青少年に対する勤労意欲に対する影響対策。	<ul style="list-style-type: none"><li>・法および制度による射幸性の抑制(多くの国)</li><li>・義務教育における依存症リスク教育の実施、教員に対する教育(豪州クインズランド州)</li><li>・賭博の確率・数学的理解促進(米国各州)</li></ul>

# 先行事例からの教訓①韓国

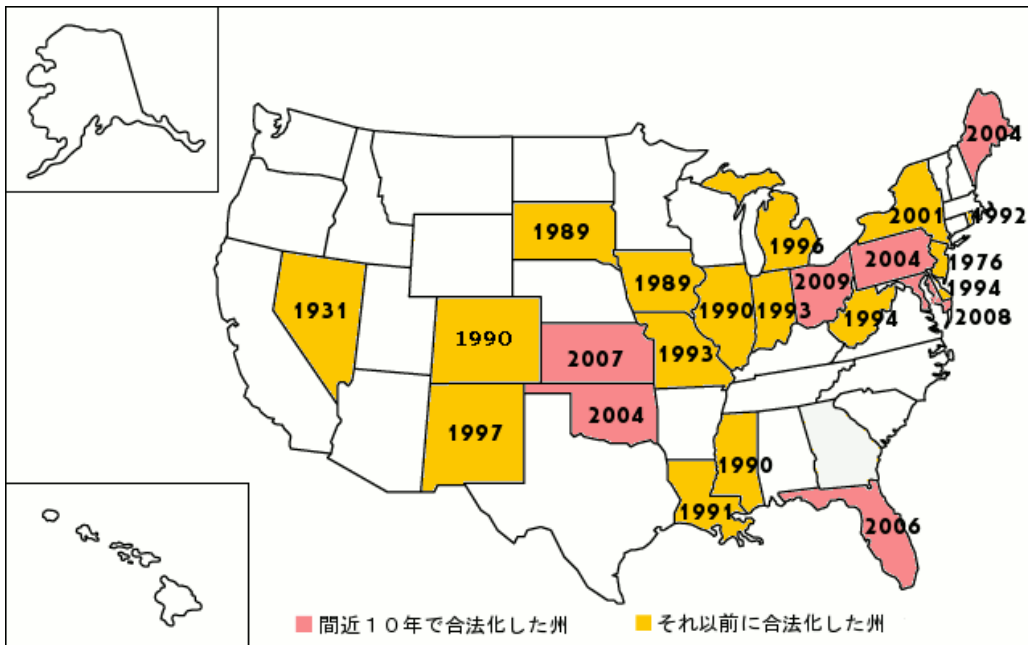


韓国のカジノ分布

人口	5,000万人	GDP	1兆66,220億ドル
カジノ数	17軒(うち16軒は外国人専用)	売上	2,647億円

説明	留意点
<p>1995年の廃坑地域開発支援特別措置法により、それまで外国人専用として合法としていたカジノに、国内一軒のみの例外措置。2000年、江原道旌善郡に江原ランドが開業。</p> <p>[状況]</p> <p>地域振興財源の獲得、新産業創出、および雇用面では一定の評価を得るもの、反面、その他観光資源との連携が弱く域外への経済波及が殆ど見られない。また、一次交通機能も弱く、わざわざ施設を訪れる客は賭博を目的とした者が大半であり、賭博以外のその他観光消費が少ない。一方、「外国人専用」としてきた既存のカジノ法制を利用し、各種社会対策を行わぬまま国内人にもその利用を拡大してしまったため、各種社会問題が噴出した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただIRを地域に導入するだけで、自動的に地域に経済的恩恵が波及するとは限らない。IR整備区域からその他観光資源への二次交通経路の拡充、その他観光資源の強化と観光連携の促進など、IRの導入と合わせた様々な措置が必要となる。</li> <li>・また立地政策を誤れば、そもそも広範な観光を求める者ではなく、賭博行為が中心の市場となりかねない。IR整備区域の立地選定にあたっては、特に一次交通との連携配慮が必要である。</li> <li>・一方で各種社会影響対策は、「事前の」施策準備が必要。事前準備なき状況においては、各種社会問題が拡大する可能性がある。</li> </ul>

# 先行事例からの教訓②米国東海岸



人口	3兆1690万人
GDP	15兆6,533億ドル
カジノ数	13,434軒*
売上	6兆5,240億円

\*)マシニングのみ、テーブルゲームのみの施設も含む  
(出所:米国ゲーミング協会ほか)

米国のカジノ合法州  
(数字は合法年)

## 説明

連邦国家である米国は、各州議会が賭博合法化の可否を行う権限を持っており、1931年のネバダ州カジノ合法化以降、カジノを合法とする州が拡大している。特に2000年以降、米國中東部、から東海岸に立地する州に合法化が急増している。

### [状況]

各州が権限を持ち、近隣州と競ってカジノ導入合戦を行うことで、市場での過当競争が進みつつある。すでに新興の市場が、旧来市場を圧迫する状況が出つつあり、カジノ施設の閉鎖や企業倒産なども見られつつある。

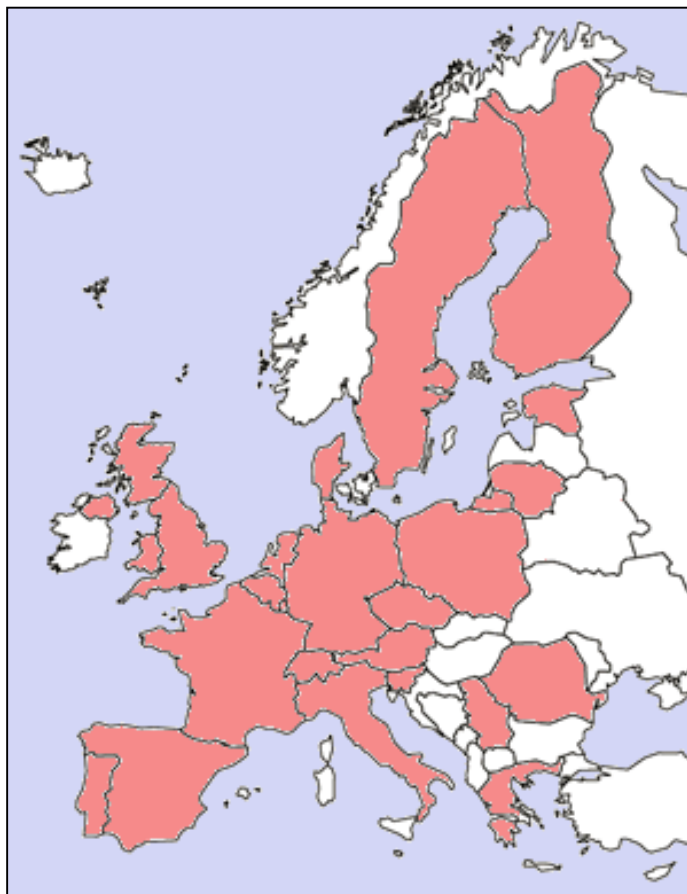
## 留意点

- ・国内のIR施設整備区域の指定は、国がその数を管理をしながら、限定的に認めることが必要。また、市場への供給量が無秩序に広がることを防止するための制度的な手当ても有効。
- ・「段階的に施行数を増やす」場合には、初段階よりその施行計画を示す必要がある。さもなければ、先行して投資を行った事業者の適正な投資回収を阻害する要因となる。諸外国の例では、当初開発を担当する事業者に対し、「特定期間の寡占的な営業を認める」措置などが行われている。
- ・一方、国内の過当競争を抑制したとしても、近隣国との国際競争は依然として残る。そこには常に投資リスクが存在しており、それらリスクはすべて民間に負わせることが必要。



# 先行事例からの教訓③欧州

欧州の主要なカジノ合法国(欧州カジノ協会加盟国):  
オーストリア/ベルギー/チェコ/デンマーク/エストニア  
/フィンランド/フランス/ドイツ/ギリシア/ハンガリー/  
イタリア/リトアニア/ルクセンブルク/オランダ/ポーランド  
/ポルトガル/ルーマニア/セルビア/スロバキア/スロ  
バニア/スペイン/スウェーデン/スイス/イギリス



説明	留意留意点
<p>欧州議会を設置し、域内横断的な立法機能も持つ欧州だが、カジノ合法化の可否に関しては各国議会がその可否を判断する。</p> <p>[状況]</p> <p>欧州でカジノを合法とする各国は、欧州で伝統的に存在してきた中小のカジノ施設開発から、よりその機能が複合化されたIR施設の導入に向けて動き始めている。しかし、様々な難局から(政治的混乱や金融危機など)未だそれらは実現していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・IRの導入を実現するためには、資金調達元となる金融市場の安定が必要である。また、事業者にとって信頼に足る安定した制度体制がなければ、事業者にとってリスクとなり、大きな資本の誘因はできない。</li><li>・施設そのものは未だ大規模かつ複合化されていない欧州ではあるが、中小の施設が周辺観光資源と密なる連携を行いながら、地域全体で複合的な観光機能を提供するような開発様式は見られ、我が国においても同様の開発は成立しうる。</li></ul>

# まとめ

統合型リゾート(IR)とは、地域における様々な観光資源とカジノを複合開発し、機能補完させることで成立するリゾート施設。

## 日本のIR導入(想定)

- 目的  
観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する
  - 開発エリアの指定  
大都市のみならず地方への設置も検討することが望ましい  
最初の認定区域は2,3か所程度で限定的に施行
  - 納付金の配分  
国及び地方公共団体は、事業者者から納付金を徴取することができる
- ※選定方式  
国が立地自治体を選び、選定された自治体が事業者を選ぶ入札重視方式

## 期待される経済効果

- 開業前  
観光投資の誘因  
関連産業に対する経済波及効果  
各業界における雇用創出
- 開業後  
観光消費の誘因  
新産業創出  
関連産業に対する経済波及効果  
各業界における雇用創出  
新たな税財源創出

## 予想される社会的影響

- 治安関連  
地域治安の悪化  
反社会的組織の業界関与  
マネーロンダリング  
組織犯罪者の施設利用
- 依存症関連  
ギャンブル依存症の発生
- 青少年関連  
青少年賭博  
青少年教育
- その他  
環境問題・交通渋滞問題

## 世界の事例から考えられる対応策例

- 治安関連  
観光客、定住人口増加を前提とした治安計画／厳格なライセンス制度の採用／FATF勧告に基づく監視制度の構築／暴対法、暴対条例に基づく対策
- 依存症関連  
予防:依存症理解促進PR、教育機関との連携  
早期発見:ヘルプライン設置、従業員教育、高頻度利用者への措置、福祉関連職等との連携  
回復支援:相談機関の設置、自助グループ支援
- 青少年関連  
IDチェックの義務付け、罰則規定  
射幸性の抑制、義務教育での賭博リスク・確立/統計的理解の促進
- その他  
開発前のアセスメント実施

## その他公共的機能の期待

- 創出財源の使途  
社会的影響対策／観光に対する再投資／地域課題に対する手当て／特定の利用を定めない一般財源に充当
- 入札によるIR施設開発に対する公共的機能の付加